平成　22　年　　12月　補正予算要求事業調書

1　予算要求事業の概要

No.	事業名(予算の事務事業名)	区分		
19	不妊治療費助成事業(母子保健事業(地域保健課))	新規	拡大	(継続)

会計区分	款	項	目	所管
一般会計	4	1	2	保健福祉局　保健所　地域保健支援課

事務事業の位置付け

しあわせ倍増プラン2009	番号		事業名	
総合振興計画新実施計画	事業コード	2202	事業名	不妊治療支援事業
根拠法令・条例・規則等	母子保健医療対策等総合支援事業実施要綱、 さいたま市不妊治療支援事業実施要綱			

予算要求事業の概要

内容

不妊治療のうち、特定不妊治療(体外受精及び顕微授精)を受ける市民に対し、その治療費の一部助成を行います。
・助成内容　夫婦１組につき、対象となる治療の費用に対して、１回の治療につき15万円を限度に１年度当たり２回まで、通算５年度助成。
・対象者　夫婦の一方又は双方がさいたま市内に住民登録があり、前年の夫婦の所得の合計額が730万円未満の方。

目的・目標

<目的>
生涯を通じた女性の健康支援の一環として、不妊に悩む夫婦等に対し、不妊治療に係る経済的負担の軽減を図るため、特定不妊治療費の助成を行います。

<目標>
特定不妊治療費助成事業を推進します。

現状と課題

<現状>
１　申請数の推移　平成19年度　827件
平成20年度　890件
平成21年度　963件　※助成額を10万円から15万円に拡大
平成22年度(見込み)　1,170件　(前年度比21.5%増)

<課題>
平成21年度から助成金上限額が１回あたり10万円から15万円に拡充された影響等により、申請件数は増加傾向にあります。

今後のスケジュール

・平成22年度　特定不妊治療費助成事業を推進します。

・平成23年度以降　引き続き、特定不妊治療費助成事業を推進します。

2　補正予算要求の理由と効果

要求理由	緊急性	平成21年度から助成金上限額が１回あたり10万円から15万円に拡充された影響等により、申請件数が増加したため、特定不妊治療費助成金が当初の見込みを上回ったため、補正を行うものです。
	実施義務	根拠法令等　母子保健医療対策等総合支援事業実施要綱 さいたま市不妊治療支援事業実施要綱
	他市の実施状況	政令市：全市実施 県内他市：川越市実施
効果	対象者	特定不妊治療(体外受精及び顕微授精)を受ける市民(所得制限あり)
	効果	特定不妊治療を行う市民の経済的負担の軽減に寄与します。

3　当初予算と補正予算要求の内容

(単位：千円)

	区分	金額	備考
平成22年度	当初予算	120,000	<積算内訳> １　不妊治療費助成
	財源内訳		
	①　国庫支出金	60,000	
	②　一般財源	60,000	
12月補正予算	補正予算要求	55,500	<積算内訳> １　不妊治療費助成
	財源内訳		
	①　国庫支出金	27,750	
	②　一般財源	27,750	
			・国庫補助金　補助率　１／２
	財政局長査定	55,500	<査定内容> １　不妊治療費助成
	財源内訳		
	①　国庫支出金	27,750	
	②　一般財源	27,750	
			・国庫補助金　補助率　１／２

<査定理由>
不妊治療費の助成を申請に応じて行う必要があることから、必要な経費であると判断し、12月補正予算に計上することとしました。

市長査定	55,500	<査定内容> １　不妊治療費助成
財源内訳		
①　国庫支出金	27,750	
②　一般財源	27,750	
		・国庫補助金　補助率　１／２

<査定理由>
財政局長査定の内容及び理由について、適正と認められるため、財政局原案のとおりとしました。